

## 新 刊

□国際園芸学会(著)・大場秀章(監)・栽培植物分類名称研究所(訳)：国際栽培植物命名規約第7版. A5. 159 pp. 2008. ¥14,286+税. アボック社. ISBN: 978-4-900358-60-7.

特定非営利活動法人栽培植物名称研究所(CULTA)の邦訳委員会(大場秀章(委員長), 今西英雄, 大槻葉子, 萩巣樹徳, 興水肇, 森弦一)が, わが国ではじめて全訳を行ったものである. 前文(1~2頁), 第I部: 原則(3~4頁), 第II部: 規則と勧告(5~53頁), 第III部: 雑種属の名前(54~56頁), 第IV部: 名前の登録(57頁), 第V部: スタンダード標本(58~60頁), 第VI部: 規約の修正(61頁), 附録I~IV(63~99頁), 用語解説(101~128頁), 植物名索引(129~142頁), 事項索引(143~153頁)より成る. 9章32条を含む第II部が主体である. 前文に先立って1995年の前版との異同比較表があるが, 216件が示されている. 一方1995年版に出ている1980年版との比較表では112件が挙げられており, 今回の版で大幅な見直しが行われたことを示している.

第II部第I章第1条は, 国際植物命名規約との関係を述べている. 第2条は, この規約の主対象となる *cultivar* の定義に関するものだが, この語に対して「栽培品種」という語が用いられている. これについては日本語版あとがきにあるように, 本規約の対象範囲が作物も含むので, 園芸品種という語よりも適当と思う. 栽培品種はさまざまなオリジンや方法で作られられるものなので, その定義づけと定義に外れるケースが16項目にわたって述べられている.

第3条は, 栽培植物独特の「グループ」に関するもので, 栽培上や鑑賞上の特色から, 一まとめに扱うことを認められた分類群で, わが国で「芸」と呼ばれるものに近いことが, フウランを例として示されている(実例8). また, ランについては独特の品種作出技法が発達しているため, 「グレックス」という分類群が特に認められている.

第19条には栽培品種名の様式が提示されている. すなわち *Geranium pratense* 'Mrs Kendall' のように, 国際植物命名規約に則つ

た学名の後に単引用符(‘ ’)で囲まれた先頭が大文字の形容語をつける. また *Camellia* 'Shojō-nō-mai' のように, 学名部分は属名だけでもよく, potato 'Cara' のように, 普通名が学名で示された植物と同等なものであればそれでもよい. 栽培品種であることを示すランク名 cv. は用いない.

栽培品種の学名の形容語は, いわゆる土名がそのまま用いられることが多いので, 第29条: 形容語の翻訳, 30条: 形容語の翻字, 31条: 形容語の書換え, 32条: 形容語の綴りなどの諸条でいろいろな制約が課せられているが, これには十分注意, というより警戒せねばならない. ここには米英語以外の文字をアルファベットに翻字するルールが規定されている. その基本は米国国会図書館発行の ALA-LC Romanization Table 現行版が基準とされているが, これはローマ字系以外の言語を対象としている. 日本語の場合には(31条3項), やはりこの Table に準拠した「研究社新和英大辞典第三版以後で用いられている修正ヘボン式ローマ字表記法」に『よらねばならない』としている. この参考とするため, 160頁(この部分は規約外のためか頁表記がない)に, 「修正ヘボン式ローマ字表記一覧」が載せてあり, いくつかの事例が示されている. 例えば注2の例として, 東京は Tōkyō であり, Tōkyō, Toukyou と綴らないと注意書きされている. 同様に, si, tu, dzu, syo など使えない. このヘボン式ローマ字表記には, いくつかの問題がある.

(1) 文字の上に短線を乗せることで長音を表現し, 長音記号を単独で用いたり, 文字の上に山形記号を乗せて長音を表す訓令式ローマ字や, 長音を記号を用いずに表記する方法を排除していて, やむをえない面もあるが命名の自由度が制約される.

(2) 160頁の注釈では, 東京は「トーキョー」であり「トウキョウ」ではないとしている. つまり, 日本語の発音の仕方ばかりでなく, 日本語の綴り方まで規定しているように見える. n に続く母音や y を, 続けて読まないことを示す「'」記号の使い方についても同様である. これは異文化を否定することになら

ないだろうか。別にどんな綴りを使おうと、区別ができれば差し支えあるまい。160頁の注釈は勇み足と思う。ヘボン式でも東京を Tokyo, Toukyou と綴れるのだから…。

(3) 長音記号を上乗せした文字は、和文のコード体系では、作字しなければ表現できないので、通用しないばかりか、他の文字に化けてしまう心配がある。欧米文字のコード体系なら可能だが、そのデータは日本国内で和文を交えたシステムで通用するのだろうか？ 汎用文字コード UNIX が一般化すれば可能になるといわれるが、UNIX の時代になったとき、それまでに作られたデータは生き残れるのか？ 上付き記号のある文字を使わねばならないような規約の容認は、わが国の当事者に不利益をもたらすのではないだろうか？ この文の原稿も、上付き記号のある文字がないばかりか、単引用符も 1 バイト文字がないために、2 バイト文字を使わざるを得なかった。

(4) 附録Ⅱの種苗登録行政機関一覧の日本関係では、農林水産省生産局種苗課が載っているのみだが、こういう政府機関が訓令式でなく、ヘボン式ローマ字を受け入れるのだろうか？

植物命名規約では学名だけが問題になるが、栽培植物では「学名」とはいえ和名の領域まで入り込んで干渉することになるので、問題が複雑である。ところが本来アルファベットを用いる語では、こういう制約はゆるい。たとえば 3 条 3 項 (11 頁) には「*grex* の複数形は *greges* であるがしばしば *grexes* も書かれる」と、綴りの変異をごく自然に容認している。その上「言語習慣が要求する場合を除き」という前置きで、アポストロフィの使用を認めたり、ハイフンの途中の大文字を許したりしている。「アルファベット以外の文字が使われると印刷や記録が厄介だから、アルファベットで表記してくれ」だけにの方が公平だと思う。

栽培植物の名称は商標登録や特許の対象となるので、自然の植物のそれと違って大きな利益にからむため、名称の異同に神経質にならざるを得ない。上記のような制約は、中国語や韓国語やキリル文字についても規定されている。こういう規定はたぶん、栽培品種名

を漢字やハングル文字や日本字で表記されて理解できないため、欧米の市場で勝手に適当な欧字名をつけて流通させる習慣があり、開発者がつけた品種和名の知的所有権が無視されるのを防ごうという思いやりに由来すると受けとめておこう。日本語についての制約事項に中華語や韓国語よりも多くの字数を費やしているのは、日本の栽培植物市場の評価が高いことと、日本からの働きかけが多かった結果と思う。1995 年の 6 版 (とは書いてないが) では、「日本語にはヘボン式を使え」と書いてあるだけである (28 条 4 項)。ただし日本の栽培品種名に頻出する「琴の糸」の「の」つまり「No」はたいへん目障りらしく、「Koto No Ito」ではなく「Koto-no-ito」と、ハイフンでつないで途中は大文字を使わないことにせよと、わざわざ例を挙げて念を押ししている。私はこの程度で十分だと思う。ただしそれならば、アルファベット圏の名前についても、同じルールを例外なく使わせる方が公平である。

栽培品種のタイプ標本にあたるものはスタンダード標本と名付けられ、付録にその保存場所のリストがある。しかし栽培品種のような、花の咲き方とか香りとか枝ぶりとかによる違いは、生きた実物を比較せねば判断し切れないだろう。だから、ローマ字名表記の方針はやむを得ないとしても、その綴りまで一々規定しても、それだけの効果があるとは思えない。それよりも、流行に流されながら次々と生産され、アッと言う間に消え去ってしまう「新品種」が流れる国内市場で、余計な規制のために登録手続きが煩雑になる不利益の方が大きいだろう。しかも消え去ってしまったその栽培品種名はいつまでも残るし、スタンダード標本は上述の理由であまり頼りにならないから、付けられ易い名前が次第に品薄状態になって行くのではなからうか。もっとも第 27 条には、名前の再使用の規定があり、もはや栽培されていない、育種素材や種子や遺伝子が保存されていない、その名前が出版物にほとんど用いられない、などの条件を満たせば、なまへの再使用が認められることになっている。

栽培植物名をこの規定に沿って学名化するとき、日本名の単なるローマ字化では意味不

明でインパクトがないだろう。外国人の感性に訴える名前を工夫する必要がある。われわれは「ポカリスエット」とか「コココーラ」と聞くと、意味が分からなくてもなんとなく受け入れる習性がある。けれどもよその民族もそうだとは言えない。外国の文学、古典、伝説などの知識をもっと応用した命名を考えたらどうだろう。日本の雅名も、単なるローマ字化ではなく、意識するような教養と工夫が必要である。園芸界で文学者や詩人や歴史家を動員して講習会をやったら、輸出に貢献するのはあるまいか。観察会や勉強会でも、名前の由来についての解説がよくなされるが、解説者が勉強して、もっとレベルアップすればよい。

あちこちに「第V部参照」というような指示があるが、頁の肩の見出しは1～2頁は「前文」、3～4頁は「原則」（この場合I部）、5～53頁は「条」（この場合II部）、54～61頁は「部」（この場合III～VI部）、63～99頁は附録となっていて、慣れないとどこに何があるのかわかりにくい。

付録にはI国際栽培品種登録機関、II種苗登録行政機関、III特定の適用分類群、IVスタンダード標本が保持される場所、のリストがある。IIIを除いてはいずれも欧米の機関が圧倒的である。スタンダード標本が保持される機関は、オーストラリア、カナダ、オランダ、ニュージーランド、南アフリカ、英国、米国のみである。これは意思表示した機関が今のところそれだけだ、ということなので、こういう命名規約の必要性を認識するならば、積極的に意思表示をした上、実績を見せねばならないだろう。言うは易く行うは難しである。

国際植物命名規約よりはるかに煩雑で、かつ金銭的利害に影響の大きい国際栽培植物命名規約の和訳に取り組んだ、邦訳委員会のご苦労を多とすると共に、これが広く有効に利用されることを期待する。上記しただけでもわかるように、この命名規約自体がわが国の流通市場に与える影響が少なくないので、その改善に関係者がこぞって取り組む必要があるだろう。（金井弘夫）

□藤木紀之，小澤智夫：琉球列島産植物花粉図鑑．A4．155 pp．2007．¥5,000+税．アクアコーラル企画．ISBN: 978-4-9901917-8-8．

日本植物の花粉は幾瀬により集大成されているが、その発表は1956年であり、まだ電子顕微鏡の時代ではなかったうえ、沖縄県や小笠原諸島は政治的な理由で研究の範囲外だったため、亜熱帯系の植物については材料に乏しいというらみがあった。本書は名古屋大学の拠点形成研究補助金による琉球列島の植生変遷史の基礎研究の成果で、65科117種の花粉が示されている。10～30頁に植物名、方言名、花粉の記述、計測値、資料の採取日付、産地、花期、分布が列記されている。32頁以降は1頁1種ずつ、電顕像、光顕像が原則8枚の写真で示される。植生変遷ばかりでなく、系統や分類の理解の上でも有用な資料である。出版社の連絡先は〒901-宜野湾市 (Tel: , Fax: )。 (金井弘夫)

□小林正明：花からたねへ．A5．247 pp．2007．¥2,500+税．全国農村教育協会．ISBN: 978-4-88137-125-1．

種子散布について分かりやすく書いた本がなかったが、本書は散布体とくに散布の方法について網羅、解説している。第II節の散布の方法についての記述が主体だが、風散布、動物散布、水散布、自力散布のほか、栄養体散布についても章が設けられている。それぞれの章はさらに細分した項目に分けられ、実例とされた植物の花の断面や散布体のカラー写真が、理解を助けている。本書のもう一つの特徴は、花のどの部分が散布体のどの部分に対応しているかに注意を払って説明している点で、第I節35頁にわたって花から種子への変化の様相が解説されているうえ、目次の最後に「もうひとつの目次」として、花器官のどれが散布体のどの器官に対応するか、および散布法との関係が表として示されている。写真は接写が主体で、ふだんあまり注目しない花や果実や種子の細部を、あらためてよく観察理解する助けになる。授業にも自然観察にも役に立つ本である。（金井弘夫）